

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>（説明書類の縦覧を開始するまでの期間）</p> <p>第十六条の十七 法第四十六条の四及び第四十七条の三に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類（法第四十六条の四又は第四十七条の三に規定する説明書類をいう。）を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。</p> <p>（外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例）</p> <p>第十六条の十八 法第四十九条第一項の規定により読み替えて適用する法第四十六条の三第一項並びに法第四十九条第三項の規定により読み替えて適用する法第四十七条の二及び第四十八条の二第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人若し</p>	<p>（説明書類の縦覧を開始するまでの期間）</p> <p>第十六条の十七 法第四十六条の四（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四十七条の三に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度（同項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、当該規定により読み替えられた法第四十六条の四に規定する期間）経過後四月を経過した日から説明書類（法第四十六条の四（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十七条の三に規定する説明書類をいう。）を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。</p> <p>（外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例）</p> <p>第十六条の十八 法第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十六条の三第一項並びに法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第四十七条の二及び第四十八条の二第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国</p>

くは外国に住所を有する個人である金融商品取引業者又は外国法人である登録金融機関が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(特別金融商品取引業者の親会社に係る書類の提出期限)

第十七条の二の三 (略)

2 (略)

3 法第五十七条の二第五項に規定する政令で定める期間は、一月(四半期報告書その他の当該期間内に提出することが困難である書類として内閣府令で定めるものにあつては、三月)とする。ただし、特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期(法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。)経過後三月以内に当該書類を提出することができないと認められるときは、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(最終指定親会社の経営の健全性の状況を記載した書面の届出等に

法人若しくは外国に住所を有する個人である金融商品取引業者又は外国法人である登録金融機関が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度(法第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、当該規定により読み替えられた法第四十六条の三第一項に規定する期間)経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(特別金融商品取引業者の親会社に係る書類の提出期限)

第十七条の二の三 (略)

2 (略)

3 法第五十七条の二第五項に規定する政令で定める期間は、一月(四半期報告書その他の当該期間内に提出することが困難である書類として内閣府令で定めるものにあつては、三月)とする。ただし、特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期(同項に規定する四半期をいう。第十七条の二の十一第三項ただし書において同じ。)経過後三月以内に当該書類を提出することができないと認められるときは、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(最終指定親会社の経営の健全性の状況を記載した書面の届出等に

係る経過期間)

第十七条の二の十一 (略)

2 (略)

3 法第五十七条の十七第三項に規定する最終指定親会社四半期の末日から起算して政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、同条第二項に規定する最終指定親会社四半期の末日から起算して四月を経過した日から同条第三項の書面を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

係る経過期間)

第十七条の二の十一 (略)

2 (略)

3 法第五十七条の十七第三項に規定する四半期の末日から起算して政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期の末日から起算して四月を経過した日から同項の書面を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。